

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第14号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第6条</u> 略</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）</p> <p>第7条 任命権者（県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。第7条の7、第8条第3項、<u>第9条第1項第2号から第6号まで及び第2項、第12条第1項第2号及び第2項、第13条第4号イ及び第5号並びに第19条並びに附則第2項及び第8項を除き、以下同じ。</u>）は、<u>条例第4条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、又は条例第7条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（深夜において常態として子を養育することができる配偶者）</p> <p>第7条の2 <u>条例第8条第1項</u>の教育委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）</p>	<p><u>第5条の2</u> 略</p> <p>（<u>休息时间</u>）</p> <p><u>第6条</u> 任命権者は、<u>おおむね4時間の連続する正規の勤務時間（条例第9条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）ごとに、15分の休息時間を置くものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、休息時間は、学校の運営上の必要により、適宜分割して置くことができる。</u></p> <p><u>3 休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとする。</u></p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）</p> <p>第7条 任命権者（県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。第7条の7、第8条第3項、<u>第9条第1項第3号から第6号まで、第13条第4号イ及び第5号並びに第19条並びに附則第2項及び第8項を除き、以下同じ。</u>）は、<u>条例第4条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第7条の規定により休憩時間を置き、又は条例第8条の規定により休息時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（深夜において常態として子を養育することができる配偶者）</p> <p>第7条の2 <u>条例第8条の2第1項</u>の教育委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）</p>

第7条の3 条例第8条第1項の規定による深夜における勤務（以下「深夜勤務」という。）の制限の請求をしようとする職員は、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（第1号様式）により、深夜勤務の制限を請求する1の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに当該請求を行わなければならない。

2～7 略

（常態として子を養育することができる配偶者）

第7条の4 第7条の2の規定は、条例第8条第2項の教育委員会規則で定める者について準用する。この場合において、第7条の2第1号中「深夜において就業していない」とあるのは「就業していない」と、「深夜における就業日数」とあるのは「就業日数」と読み替えるものとする。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第7条の5 条例第8条第2項の規定による正規の勤務時間（同項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）の制限の請求をしようとする職員は、深夜勤務・時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する1の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行わなければならない。

- 2 前項の請求があった場合においては、任命権者は、条例第8条第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対して通知しなければならない。
- 3 任命権者は、第1項の請求が、当該請求のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第8条第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

第7条の3 条例第8条の2第1項の規定による深夜における勤務（以下「深夜勤務」という。）の制限の請求をしようとする職員は、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（第1号様式）により、深夜勤務の制限を請求する1の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに当該請求を行わなければならない。

2～7 略

（常態として子を養育することができる配偶者）

第7条の4 第7条の2の規定は、条例第8条の2第2項の教育委員会規則で定める者について準用する。この場合において、第7条の2第1号中「深夜において就業していない」とあるのは「就業していない」と、「深夜における就業日数」とあるのは「就業日数」と読み替えるものとする。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第7条の5 条例第8条の2第2項の規定による正規の勤務時間（同項に規定する正規の勤務時間をいう。）以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）の制限の請求をしようとする職員は、深夜勤務・時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する1の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行わなければならない。

- 2 前項の請求があった場合においては、任命権者は、条例第8条の2第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対して通知しなければならない。
- 3 任命権者は、第1項の請求が、当該請求のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第8条の2第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4～9 略

(年次休暇の日数)

第9条 略

(1) 略

(2) 次号から第7号までに掲げる職員以外の職員であつて当該年の中  
途において新たに職員となるもの その者の当該年における在職期間  
に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員にあ  
つては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数と  
し、以下この条において「基本日数」という。)

(3)・(4) 略

(5) 当該年の前年において職員の勤務時間、休暇等に関する条例、香  
川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年香  
川県条例第4号)又は香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に  
関する条例(平成19年香川県条例第5号)の適用を受ける職員(次号  
において「職員勤務時間等条例適用職員等」という。)であつた者で  
あつて引き続き新たに職員となつたものその他任命権者の定める職員  
20日に当該年の前年における年次休暇等の残日数(当該残日数が20  
日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員とな  
つた日の前日までの間に使用した年次休暇等の日数を減じて得た日数

(6)・(7) 略

2 前項第3号から第7号までに掲げる職員が地方公務員法第28条の4第  
1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に  
より採用された職員(以下「再任用職員」という。)である場合におけ  
る条例第12条第1項の教育委員会規則で定める日数は、その者の勤務時  
間等を考慮し、任命権者が別に定める日数とする。

3 略

(病気休暇)

第12条 略

(1) 公務による負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭  
和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をい

4～9 略

(年次休暇の日数)

第9条 条例第12条第1項の教育委員会規則で定める職員は、次の各号に  
掲げる職員とし、同項の教育委員会規則で定める日数は、当該各号に掲  
げる日数とする。

(1) 略

(2) 次号から第7号までに掲げる職員以外の職員であつて当該年の中  
途において新たに職員となるもの その者の当該年における在職期間  
に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員にあ  
つては、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数  
とし、以下この条において「基本日数」という。)

(3)・(4) 略

(5) 当該年の前年において職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び  
香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年香川県  
条例第4号)の適用を受ける職員(次号において「職員勤務時間等条  
例適用職員等」という。)であつた者であつて引き続き新たに職員と  
なつたものその他任命権者の定める職員 20日に当該年の前年におけ  
る年次休暇等の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、  
20日)を加えて得た日数から、職員となつた日の前日までの間に使用  
した年次休暇等の日数を減じて得た日数

(6)・(7) 略

2 前項第3号から第7号までに掲げる職員が地方公務員法第28条の4第  
1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に  
より採用された職員(以下「再任用職員」という。)である場合におけ  
る条例第12条第1項の教育委員会規則で定める日数は、その者の勤務時  
間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数とする。

3 略

(病気休暇)

第12条 条例第13条の教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる  
場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病(結核性疾患にあっては、医師の診  
断により、療養又は休養を要することとされたものを含む。以下この

う。)による負傷若しくは疾病の場合 医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間

(2) 前号に規定する負傷又は疾病以外の負傷又は疾病の場合 引き続き90日(結核性疾患その他の長期間の療養を要する疾病として任命権者が別に定める疾病にあっては、任命権者が定める期間)を超えない範囲内で医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間

2 前項第2号に規定する負傷又は疾病による病気休暇を使用した職員が再び勤務するに至った後6月以内に同一の負傷又は疾病により病気休暇の承認を受けようとする場合における同号の規定の適用については、その使用した病気休暇の期間を当該承認に係る病気休暇の期間に通算するものとする。ただし、負傷又は疾病の状況等により通算することが適当でないと任命権者が特に認めた場合は、この限りでない。

(特別休暇)

第13条 略

(1)～(11) 略

(12) 職員が、職員の父母(配偶者の父母を含む。)、配偶者若しくは子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。)を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項に規定する予防接種、学校保健法(昭和33年法律第56号)第4条に規定する健康診断若しくは母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間(再任用短時間勤務職員にあっては、日又は時間)。ただし、1の年において5日を限度とする。

(13)～(22) 略

条において同じ。)又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病の場合 医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間

(2) 前号に規定する負傷又は疾病以外の負傷又は疾病の場合 引き続き180日(再任用職員にあっては、引き続き90日)を超えない範囲内で医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間。ただし、結核性疾患(医師の診断により、療養又は休養を要することとされたものを含む。)にあっては、引き続き1年を超えない範囲内で医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間とする。

(特別休暇)

第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(11) 略

(12) 職員が、職員の父母(配偶者の父母を含む。)、配偶者若しくは子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。)を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項若しくは結核予防法(昭和26年法律第96号)第13条に規定する予防接種、学校保健法(昭和33年法律第56号)第4条に規定する健康診断若しくは母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間(再任用短時間勤務職員にあっては、日又は時間)。ただし、1の年において5日を限度とする。

(13)～(22) 略

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第12条第2号の規定の適用を受けて使用している病気休暇に引き続く当該病気休暇に係る負傷又は疾病（結核性疾患その他の長期間の療養を要する疾病として香川県教育委員会が別に定める疾病を除く。以下この項において同じ。）と同一の負傷又は疾病に係る病気休暇についての改正後の第12条第1項第2号の規定の適用については、同号中「90日（結核性疾患その他の長期間の療養を要する疾病として任命権者が別に定める疾病にあつては、任命権者が定める期間）」とあるのは、「特定期間（180日（再任用職員にあつては、90日）から当該負傷又は疾病に係る病気休暇につき公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（平成19年香川県教育委員会規則第14号）による改正前の第12条第2号の規定の適用を受けて使用した期間を除いた期間（その期間が90日を超える場合にあつては、90日）をいう。）」とする。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の第12条第2号の規定の適用を受けて病気休暇を使用している職員が再び勤務するに至った後6月以内に当該病気休暇に係る負傷又は疾病と同一の負傷又は疾病により病気休暇の承認を受けようとする場合には、改正後の第12条第2項の規定は、適用しない。